

[省令第8条の17の3（特別管理産業廃棄物50トン以上排出事業者用）]

様式第2号の14(第8条の17の3関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
		令和 6 年 6 月 13 日	
(宛先) 長野市長 荻原 健司 様		提出者	
		住 所 長野市篠ノ井会666番地1	
		氏 名 南長野医療センター篠ノ井総合病院	
		統括院長 宮下 俊彦	
		(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
		電話番号 026-292-2261	
廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第12条の2 第11項の規定に基づき、令和 5 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称		長野県厚生農業協同組合連合会 南長野医療センター篠ノ井総合病院	
事業場の所在地		長野市篠ノ井会666番地1	
事業の種類		8311 一般病院	
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間		令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月31日	
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項 目	目 標 値	項 目	目 標 値
排 出 量	202.01t	全 処 理 委 託 量	202.01t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処 理 委 託 量	202.01t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量	
自 ら 中 間 処 理 により減量する特別管理産業廃棄物の量		認 定 熱 回 収 業 者 へ の 処 理 委 託 量	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		認 定 熱 回 収 業 者 以 外 の 熱 回 収 を 行 う 業 者 へ の 処 理 委 託 量	
電子情報処理組織の使用に関する事項			
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		前々年度	206.25t
		前年度	214.07t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) ・電子マニフェストによる最終処分までの確認の徹底 ・最終処分終了確認後の受渡確認票、照会結果データの取出しと保管			
※事務処理欄			

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況（特別管理産業廃棄物の実績の量）

		目標値	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類（実績値）										合 計
			感染性産業 廃棄物	廃油（引火 性のもの）									
排 出 量	①	202.01t	203.85t	1.08t									204.93t
自ら直接再生利用した量	②												
自ら直接埋立処分した量	③												
自ら中間処理した量	④												
④のうち熱回収を行った量	⑤												
自ら中間処理したのちの残さ量	⑥												
自ら中間処理により減量した量	⑦												
自ら中間処理したのち再生利用した量	⑧												
②+⑧自ら再生利用を行った量													
自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑨												
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量													
直接及び自ら中間処理したのちの処理委託量	⑩	202.01t	203.85t	1.08t									204.93t
⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑪	202.01t	203.85t	1.08t									204.93t
⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑫												
⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑬												
⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者	⑭												

※ 記入に当たっては、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」第3面備考の4を参照してください。

計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類:

感染性産業廃棄物

)

不要物等発生量

有 償 物 量

排 出 量

① 203.85t

自ら直接
再生利用した量

②

自ら直接
埋立処分した量

③

自ら中間処理
した量

④

④のうち熱回収
を行った量

⑤

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥

自ら中間処理により
減量した量

⑦

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑩ 203.85t

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量

⑪ 203.85t

⑩のうち再生利用業者
への処理委託量

⑫

⑩のうち熱回収認定業
者 への処理委託量

⑬

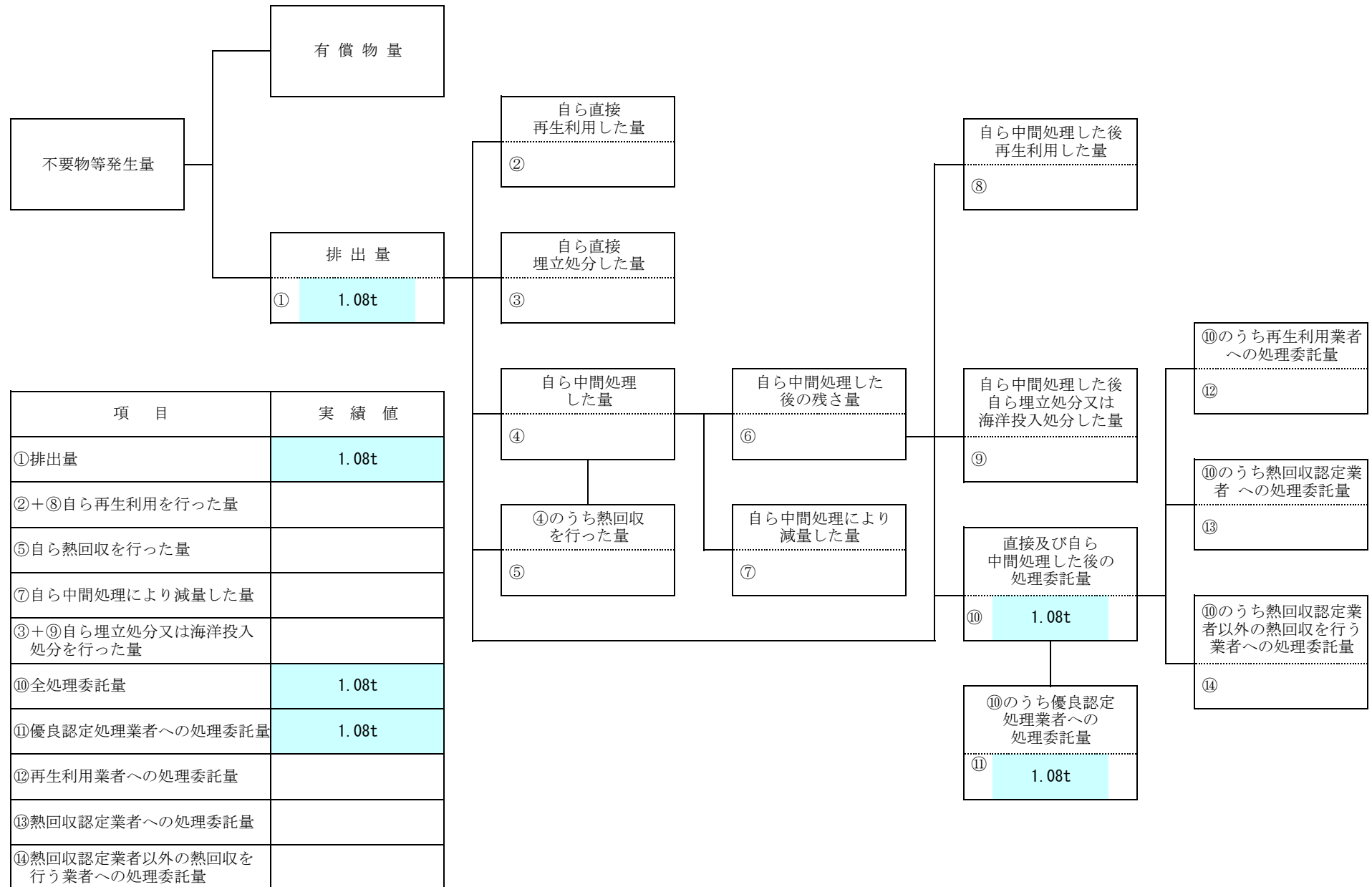
⑩のうち熱回収認定業
者以外の熱回収を行う
業者への処理委託量

⑭

項 目	実 績 値
①排 出 量	203.85t
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	203.85t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	203.85t
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

計 画 の 実 施 状 況

(産業廃棄物の種類: 廃油(引火性のもの))



(第 3 面)

備 考

- 1 翌年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第 2 面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第 6 条の 11 第 2 号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第 2 面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が 10 以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第 2 面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度及び前年度における付加価値発生廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第 2 条の 4 第 5 号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
- 8 ※欄は記入しないこと。